悪質ホストクラブをはじめとする悪質接待飲食営業等に対する効果的な行政処分の実施について（通達乙）

（概要）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第45号）により新設された接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為への違反に対する行政処分を行うに当たっては、将来において更なる違法・悪質行為が行われることを未然に防止するために効果的と考えられる指示処分を的確に実施するなど、悪質ホストクラブをはじめとする悪質接待飲食営業等に対する効果的な行政処分の実施に努めるよう示達したものである。